

新潟県条例第44号

新潟県防災基本条例

本県は、広い県土と長大な河川や海岸線を有し、広大な沖積平野、丘陵状の中山間地域や県境を区切る急峻な山岳地帯、日本海に浮かぶ佐渡島や粟島など変化に富んだ地形と、冬の雪のもたらす水の恵みにより、有史以前から人々の豊かな暮らしが育まれてきた。しかし、それらの複雑な地形を形作った多くの活断層や火山の活動と脆弱な地質、繰り返される河川の氾濫、豪雪等により、しばしば大規模な洪水、地震、地滑り、雪崩等による災害が発生し、人々を苦しめてもきた。私たちの先人が、自然と向き合い、英知を結集し、力を合わせ治山治水等を粘り強く進めた結果、災害発生頻度は減ったものの、依然として潜在的に災害発生の危険性が高い地域で暮らしていることを私たちは忘れてはならない。

近年、気候変動により激甚な気象災害が各地で頻発し、従来経験に基づく想定や整備済みの防災施設の能力を超える事態の発生が懸念されている。また、都市化が進み災害リスクが高い地域への人口集積が進む一方、人口減少や高齢化等による地域防災の担い手不足等、地域の防災力の総合的な低下が進み、災害に対して地域全体の脆弱性が高まってきていると考えられる。

このような状況下で、現在及び将来にわたって県民の命と暮らしを守るためには、過去の災害から得られた教訓を防災に生かし、次代の県民に確実に伝承する必要がある。そして、県民一人一人が改めて災害を自身の問題として捉え、自助の重要性を深く認識して行動に移すとともに、地域住民等による互助、特定非営利活動法人等の介在による広域的な共助、行政による公助について、それぞれの主体がその役割を認識し、連携して防災の取組を進め、地域の総合的な防災力の向上を図ることが重要である。私たちは、いつの時代にあっても、老若男女とも、官民公私の立場にかかわらず、災害に無関心であってはならず、また、災害で困窮する隣人に無関心であってはならない。

ここに私たちは、防災に関する基本理念を広く共有し、あらゆる主体の力を集めて県民の命と暮らしを守り、被災しても災害を乗り越え、誰もが安心して暮らせる豊かな新潟県づくりを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の世代の県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、事業者及び自主防災組織等の役割を明らかにすることにより、多様な主体が連携して防災に関する対策（以下「防災対策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- (3) 自助 県民が、自らの生命及び身体の安全を確保することをいう。
- (4) 互助 地域住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。
- (5) 共助 ボランティア又は特定非営利活動法人その他の事業者が、その居住し、又は所在する地域の範囲を越えて被災者等の支援を行うことをいう。
- (6) 公助 行政機関が被災者等の支援を行うことをいう。
- (7) 防災関係機関 法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。
- (8) 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
- (9) 防災力 個人における総合的な防災の能力又は団体若しくは地域における総合的な防災の体制及びその能

力をいう。

(基本理念)

第3条 防災は、事前の対策により、災害による被害の最小化及び被災地域の速やかな復興を図ることを基本とし、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

- (1) 人命の保護を最も優先すること。
- (2) 男女共同参画の視点を反映すること。
- (3) 基本的人権を尊重するとともに、要配慮者（法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）の置かれている状況及び被災者等の性別、年齢その他の事情に十分に配慮すること。
- (4) 自助、互助、共助及び公助を担う多様な主体が相互に連携し、及び協働しつつ、持てる力を最大限に発揮すること。
- (5) ボランティア、支援団体等による被災地域外からの支援を積極的に活用すること。
- (6) 全ての被災者の生活再建を図ること。
- (7) 県民が、防災に関して生涯にわたって学び、自らがとるべき行動に習熟し、次代の県民にその知識と経験を伝承する機会を確保すること。
- (8) 複合災害（一の地域において複数の種類の災害が同時又は連続して発生することをいう。）又は積雪、感染症のまん延その他の厳しい環境における災害の発生を常に想定すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自らの防災力を高めるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 居住する地域における災害発生の危険性及び避難の指示その他の災害に関する情報に基づきとるべき行動をあらかじめ把握するなど、災害に関する知識を習得すること。
- (2) 災害の種類ごとに、想定される事態の推移に応じて災害時にとるべき行動に習熟し、避難の際に必要な物資を備蓄するなど、平時から災害に備えること。
- (3) 現に発生し、又は発生するおそれがある災害に対し、自ら情報収集しつつ、危険を回避し、安全を確保するための行動をとるなど、災害に適切に対応すること。
- (4) 災害からの地域社会の再生に係る取組に協力すること。

2 県、市町村、防災関係機関、事業者、自主防災組織等その他の防災に関する関係者は、相互に連携して、前項に規定する取組を促進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの社会的役割に鑑み、事業を継続する体制の整備その他の防災対策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第7条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するため、防災対策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、県、国、防災関係機関、住民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を推進するものとする。

(県及び市町村の応援)

第9条 県及び市町村（災害が発生した市町村（以下この条において「被災市町村」という。）を除く。）は、災害が発生したときは、一体となって被災市町村の応援を行うものとする。

2 県及び市町村は、前項の応援が円滑に実施されるよう、平時から応援及びその受入れに必要な体制の整備に努めるものとする。

3 被災市町村は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、直ちに県及び他の市町村に応援を要求するものとする。

（防災に関する行動指針）

第10条 知事は、県民、事業者及び自主防災組織等の防災に関する意識の高揚及び自発的な防災対策の取組の促進を図るため、防災に関する行動指針を作成するものとする。

2 知事は、毎年1回、前項の防災に関する行動指針に係る取組の状況を新潟県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

（教訓の発信）

第11条 県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者（次項において「県等」という。）は、過去の災害から得られた教訓を次代の県民に伝承するとともに、県外に広く発信し、県内及び県外の防災力の充実強化に資するよう努めるものとする。

2 県等は、県外で災害が発生した場合には、過去の災害から得られた教訓を生かし、被災地域を支援するとともに、支援活動を通じて自らの防災力の充実強化を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。